2　競争参加資格
⑴　第１号２⑴に同じ
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　第１号２⑷に同じ
⑷　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。
㋒　最大支間長が40m以上であること。
㋓　床版支間5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑸　第１号２⑹に同じ
⑹　当該工事の現地での架設期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成28年４月１日から平成29年３月31日を予定する。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　第１号２⑺①に同じ
②　１人の者が、平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
ただし、上記⑷㋐～㋒は同一工事とし、⑷㋓は別工事でもよい。なお、⑷㋓を別工事とする場合は⑷㋐を満たすこと。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑺③に同じ
⑺～⑽　第１号２⑻～⑾に同じ
3　総合評価に関する事項
⑴～⑷　第１号３⑴～⑷に同じ
4　入札手続等
⑴～⑹②　第１号４⑴～⑹②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成27年９月14日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成27年９月17日11時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。
5　その他
⑴～⑯　第１号５⑴～⑯に同じ
6　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Chubu-Oudan Mukanzawa Bridge.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年 6 月 11 日
国立大学法人山口大学長　岡　　正朗
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　35
○第２号
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　山口大学（医病）診療棟・病棟新営電気設備工事
⑶　工事場所　山口県宇部市南小串１－１－１　山口大学小串団地構内
⑷　工事概要　本工事は、病院（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上14階地下１階建、延べ面積約34,600㎡、免震構造）の新営に伴う電気設備工事を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年12月12日（水）まで
⑹　使用する主な資機材　電灯設備一式、動力設備一式、雷保護設備一式、受変電設備一式、電力貯蔵設備一式、発電設備一式、構内情報通信網設備一式、構内交換設備一式、情報表示設備一式、拡声設備一式、誘導支援設備一式、テレビ共同受信設備一式、監視カメラ設備一式、防犯・入退室設備一式、火災報知設備一式、中央監視制御設備一式、構内配電線路一式、構内通信線路一式
なお、関連する建築一式工事、管工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人山口大学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学省大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体で参加する場合の構成員の代表者にあっては、1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。
⑷　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上５階建以上かつ延べ面積12,000㎡以上の病院の新営に伴う電気設備工事